

じんけん

ながさき

一人ひとりが
自分らしく輝く

溢れりと心の豊かさが実感できる
人権尊重社会の実現をめざして

じんけんは
21世紀の
キーワード

長崎県同和問題啓発強調月間
11月11日[月]~12月10日[月]

長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権啓発社会づくり運動推進協議会
長崎県人権・同和対策課 TEL095-828-2585

はじめに

県では、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現をめざした取組を関係機関と連携して学校、家庭、地域、職域などで推進しています。

なかでも、人権意識の涵養と人権尊重理念への理解を深めていただくことを目的とした人権教育・啓発は人権尊重社会づくりの根幹をなすものです。

様々な実施主体が人権教育を効果的に進めるためには、身近な指導者の育成、効果的なプログラムの開発・提供、体験型学習の普及や学習環境の充実が必要です。

県では、こうした観点から、人権教育啓発資料として「じんけんながさき」を作成し配布してきましたが、県民の方からは、どのように人権教育を進めていけばいいのかなどの質問も寄せられています。

今回の「じんけんながさき 22」では、県が県内各地で様々な方々を対象とした人権研修についてその進め方や素材を交え指導のポイントも紹介することといたしました。

研修では、前号掲載の「土農工商」についての小中学校の教科書の記述の変遷や、江戸時代・近代・現代別のクイズを通して同和問題について知識の確認をしていただく手法で参加者に分かりやすく努めています。

また、末尾には指導者の方々の名簿を掲載いたしておりますが、指導者の皆様を支援する目的で県が主催する「スキルアップ講座」や「ファシリテーター講座」にも、多くの指導者の皆様が積極的にご参加いただき、地域や学校で人権教育の実践に取り組まれています。

指導者の皆様と人権教育を進めたい、人権について学びたい皆様との橋渡しになれば幸いです。

関係の方々、県民のみなさまに「じんけんながさき」及び「長崎人権教育啓発センター」を広くご活用いただければ幸いです。

平成 25 年 3 月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

はじめに

1. いまなぜ人権研修なのか? 1

人権・同和対策課教育研修班

2. 体験的参加型学習による人権・同和教育学習プログラム

プログラム 1

「コミュニケーションのすれちがい」 15

プログラム 2

「お願い、協力して！」 22

プログラム 3

「ワールドカフェ
「なぜ、人権（教育・啓発）が必要なのか？」」 25

資料編

1. 新規購入ビデオ情報 28

2. 県内の人権・同和教育指導者の皆さん 30

いまなぜ人権研修なのか？

人権・同和対策課教育研修班

- (1) はじめに
平成22年度「人権に関する県民意識調査」から
- (2) 差別、人権問題とは？
- (3) ワークショップ「今なぜ人権研修か？」
＜知識・態度・スキル＞としての人権研修
- (4) 部落問題 ○×クイズ
＜あいまいな知識と作られたイメージ＞
- (5) おわりに

このプログラムは、平成24年夏に行われたファシリテーター養成講座（栗本敦子）のプログラムの一つである「部落問題 これホント？」と、10月広島で行われた人権啓発指導者養成研修会のプログラム「参加体験型の人権学習（研修）のすすめ方と活用～ワークショップの手法の意義と危険性、そして可能性」（桜井高志）にヒントを得て、作られている。

1. はじめに

人権・同和対策課教育研修班では、昨年度県内で約130回（依頼・主催を含む）の人権研修を担当し、参加人数は7900名に上った。対象は、社会教育や学校教育関係者、企業の勤め人や行政職員等多彩である。今回作製した「今なぜ人権研修か？」というプログラムは、

- ① 人権研修の意味を参加者が考えることにより、人権研修への意識付けを行うこと
- ② 部落問題への認識が、「あいまいな知識と作られたイメージ」に基づくものが多いことを知り、学びなおし（知識の更新）をすることにより、正しい認識に転換することを

を目的にし、今年度すでに行政や企業等でこのプログラムを使った研修を行っている。

プログラムの導入にあたっては、対象者に応じて、2010年（平成22）県が行った「人権に関する県民意識調査」の職業別分類を活用する。2011年3月には、その報告書が出されたが、今後人権教育・啓発を進める上で、長崎県民がどのような考えを持っているのかを知る貴重なデータとなっている。さらにこの調査は、行政区域・性・年齢・職業別の分類が行われており、それぞれの行政区ではどうなのか、性・年齢別ではどうなのか、職業別では、とその

公務員の人権意識(平成22年調査から)

- ①人権についての関心は「ある」が若干低く、「少し関心」が他に比べると高い。人権侵害は少なくなってきたと感じ、変わらないも多い。
人権侵害を受けた経験は少なく、内容は、差別待遇が多い。対応では、自分で処理・がまんが多く、友人等は少ない。しかし、実際受けた場合の対処は、友人・弁護士・警察に相談が多く、また他人の人権を侵害したことは、「あるかも」と思っている人が多い。
- 人権に関する法律の認知度は高く、男女雇用機会均等法・ストーカー規制法・児童買春禁止法・児童虐待防止法・個人情報保護法は回答者全員が知っていた。また人権教育・啓発推進法の認知も概ね高い。 2

- ②個人人権課題の、女性では、職場の差別待遇が高く、子どもでは、他職と違いはそれほどはない。高齢者では、「就業機会が少ない」を問題と考え、障害のある人では、施設等のいじめが高い。外国人は、入店拒否が関心事であり、HIV感染者等では理解不足、差別的言動が多い。ハンセン病では、差別的言動を選択し、犯罪被害者は取材活動、経済的負担・捜査等負担が他より8ポイント高い。インターネットでは、人権侵害の情報、個人情報が高く、医療で受入拒否が若干高い。 3

- ③同和問題を、学校の授業で小学校時代に知り、知らないは少ない。差別意識は「どちらかと言えない」「もうない」が高いが、解決は難しいが半数以上ある。人権上の問題点として、結婚・居住の敬遠が高いが、「起きていると思わない」も高い。隣近所との交際では「親しくつきあう」が大半で、結婚では、「子どもにまかせる」が多く、「しかたがない」も少ない。しかし、「反対があれば」「絶対に認めない」もある。解決のために、「人権意識を高める」が多い。 4

傾向を探ることができる。

例えば、公務員に分類される人びとの人権に関する意識状況を浮かび上がらせてみると、次のようになる(左記参照)。

①は、人権一般を問うており、関心は若干低く、人権侵害は少なくなってきた、と感じ、受けた経験が少なく、他人の人権を侵害したことがあるかもと思っている人が多い。法律の認知度は他と比べると高いという結果が出ている。

②は、個別に人権課題を聞いており、女性で「職場の差別待遇」があげられ、犯罪被害者で他の職種より取材活動、経済的負担等が高いなどの特徴がみられる。ここでは、日本にどのような人権課題があるのかを知ることも目的にされる。

③は、同和問題について聞いている。「同和問題を学校の授業で知り、知らないは少ない」が一番の特徴であり、差別意識は「ない」が高い。しかし、「ある」人では「解決は難しい」が半数以上ある。また、結婚に関して、「認めない」もある。

このように職種別の意識状況を細かく見てみると、研修内容として何が必要なのかを探

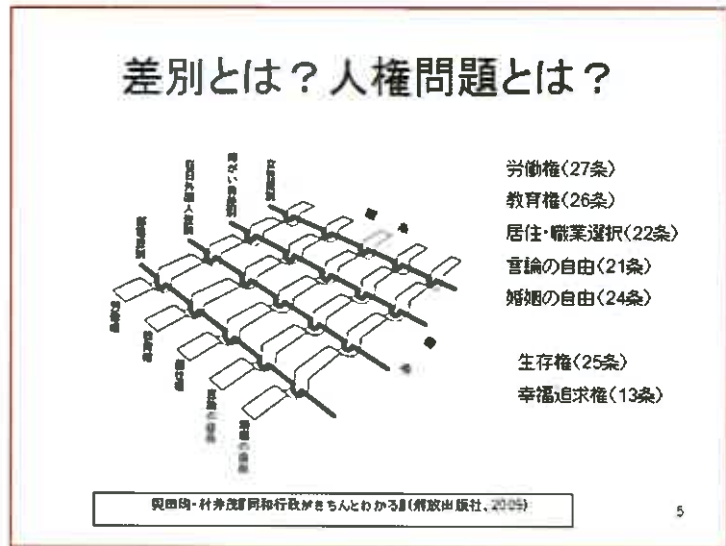
ることもできる。

2. 差別、人権問題とは？

差別であるとか、人権問題というが、では何が問題なのかを問うと、明確に説明できる人はそう多くはない。では何が問題なのであろうか？次頁の図は、奥田均・村井茂『同和行政がきちんとわかる』(53頁)に掲載されている図で、縦系には労働権、教育権、居住権、言論の自由、婚姻の自由が配されている。そして横系には、部落差別、在日外国人、障がい者差別、女性差別が並んでいる。この交差するところが「人権侵害の落ち込み」(差別の実態)を示しているというのである。例えば部落差別で言えば、労働権で①高い失業率、②不安定

1. いまなぜ人権研修なのか？

な就労実態、③偏りのある職業構成、等が落ち込みとして挙げられ、教育権では、①識字問題、②学歴構成、③学力問題などが問題とされている。結婚の問題も婚姻の自由という縦糸と交差する。障がい者差別や在日外国人差別、女性差別の問題もしかりである。このようにみると、個別の人権課題は、それぞれが独立して成立している



わけではなく、共通性があり、それは当事者のみの問題というよりも、すべての人々が共通してもつ「人権」が保障されていない問題であることに気付くのである。図中右にある労働権(27条)教育権(26条)…幸福追求権(13条)等は日本国憲法にある条文である(筆者記入)。これらの権利は、すべての国民に保障されているもので、国は、これらの権利が阻害されないよう努めなければならないのである。図には、自明のこととして記してはいないが、日本国憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」とある。

3. ワークショップ「今なぜ人権研修か？」

<知識・態度・スキル>としての人権研修

さて、以上のことを前提として、ワークショップ「今なぜ人権研修か？」を行う。

①、まず、グループ分けである。机の2列(前列・後列)を単位として、4人(2人掛け)ないしは6人(3人掛け)でグループを作る。自己紹介をしてもらい、班長を決める。

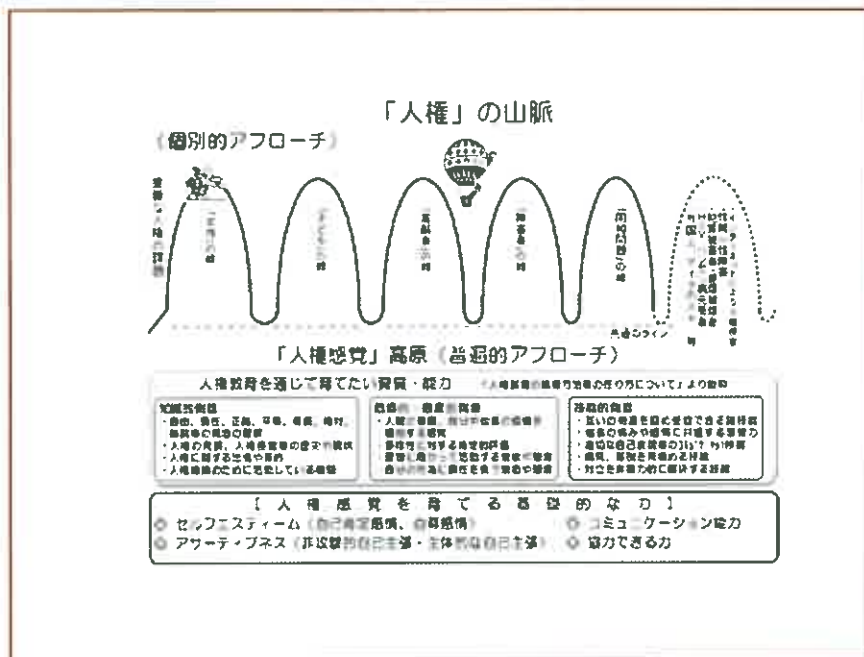
②、各グループに、A3用紙2枚と、付箋紙を配る。班長さんには、用紙にそれぞれ「職業人として」「個人として」と書いてもらう。ワークショップは「ブレインストーミング」(BS)の手法を取り入れ行うことを説明する。BSには、四つの原則があることを説明する。i 批判をす

考えてみよう！ 今なぜ人権研修なのか？

- ・ 職業人(職業別)としての理由
- ・ 個人としての自分にとっての理由

るな ii 自由奔放 iii 質より量 iv 連想と結合である。

③、まずは、個人で付箋紙に意見を書いていく。会場を見ながら、意見が出そうでない場合は、



他の会場で出された意見等の例を出す。場を和らげるジョークもよいかもしれない。また、企業研修であれば、CSR (企業の社会的責任) やコンプライアンス (法令遵守) 等の話題を出してもよいかもしれない。

④、各グループの意見が出そろった頃合いを見て、いくつかのグ

ループに発表してもらおう。ここでは、発表の後、参加者に拍手をするよう促す。それは会場の一体感を醸し出すためであり、感謝の拍手は誰しも嬉しいものである。

⑤、それらの意見は、大枠で上記の「人権教育で育てたい資質・能力」で説明できる。まずは、「知ること」が意見として出る (知識)。つぎに、「人と接する」など対人関係で、人権を考えることが必要とする意見がある。これは「価値的・態度的側面」に通じる。「差別してはならないために」という意見もある。これは、偏見・差別を見極める技能であり、「技能的側面」に通じる。これまで、人権研修といえば、知識を得ることが第一義であった。しかし、「知って」いても差別に対抗できるかという、必ずしもそうはならない。ここで大切なことは、知ることが差別解消につながると意識化されることである。

「知識」に関して、2012年 (平成24) 岡山県の倉敷市で行われた全国人権教育研究大会で出会った言葉を紹介している。「正しく知り、正しく行動する。まちがって知ると、まちがって行動する。」という言葉だ。在日朝鮮人で、ハンセン病回復者 (元患者) の金泰九 (Taegoo Kim) さんが講演の中で言われた言葉である。同時に、「差別偏見は、ただしい知識とちょっぴりの努力でなくなっていく」とも言われている (『わが八十歳に乾杯』牧歌舎)。問題は、「行動」だと思う。この言葉は先の「知識」「態度」「スキル」のすべてを含んでいる。人権感覚とは、知識だけで育むことはできない。人との会話であったり、現場を見たり、つまり行動することによってしか、獲得することはできない、といえよう。

そして、「今なぜ人権研修なのか？」の答えはなぜかこの三つの要素に集約されるのである。この視点でそれぞれのグループの考えをまとめると、理解しやすい。グループ討論での最後のまとめでこの三つの視点を提案してもよい。

4. 部落問題 ○×クイズ

テーマ〈あいまいな知識と作られたイメージ〉

さて、次は部落問題に関する知識を問うワークである。これも、個人で考える・グループで考える・全体で考える、の三段階で進める。①から⑬の質問について、その正誤を考えてもらう。「江戸時代編」は、昨今の部落史研究の進展に伴って教科書記述に変更が加えられ、いまでは教科書からなくなった記述や、変えられた記述が多くある。「土農工商」という言葉が使われなくなり、また部落の形

成にかかわって、いわゆる「近世政治起源」説が否定されている。これらの記述は1990年代から徐々に変更が加えられ、今日（平成24年度教科書）では、到達点ともいうべき記述になっている（詳しくは「じんけんながさき」21号参照、平成23年）。したがって、年代で知識に違いがありそうだが、最近でも、過去の教科書記述で教えられている場合が意外に多いことに気付かされる。つまり、(1)では参加者のほとんどが何の疑いもなく○と答える。(2)もそうである。しかし、ちょっと考えた時には、農業や商業をやらないと、「食べていけない」との意見が出されたりする。じつは(2)の設題は平成24年度の大学入試センターの問題の一部でもある。

この3題のうち、(3)は人口減に疑問があり×と答える場合が多いが、増えたことへの言及はない。ちなみに、ここでは、次のような回答を用意している。

部落問題 ウソ？ホント？

江戸時代編

- (1) 被差別部落は江戸時代に民衆を支配するため、他より低い身分が政治的につくられたことにはじまり、百姓・町人の不満をぞらすのに役立った。
- (2) 江戸時代から被差別部落は、そのほとんどが貧しい生活を強いられ、農業や商業を営むことができなかった。
- (3) 江戸時代被差別部落は、きびしい差別と貧しさのため人口が減少し、居住地も変わることはなかった。

江戸時代編

- (1) 被差別部落は、江戸時代に突然つくられたのではなく、中世の時代に「河原者」等の被差別民がおり、彼らを中核として、身分として固定化されたものです。
- (2) 現在使用されている教科書には、「農業に従事して、年貢をおさめたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、雑業などをして生活しました」と書かれています。つまり、商工業、農業等に従事していたのです。
- (3) 江戸時代は人口の停滞期とされていますが、被差別部落の場合は逆に人口が増加していることが明らかになっています。これは、産業構造に関係があるとされています。

近代編

- (4) 被差別部落には、江戸時代「えた」身分とされた人々の子孫が住んでいる。
- (5) 「解放令」によって、部落の人々は自由に職業を選ぶことができた。
- (6) 政府が部落差別をなくすために施策を行ったのは、戦後になってからである。

つぎに「近代編」であるが、(4)は○×が半々ぐらいである。ここでも、理由があれば説明してもらおう。(5)は×が多いが、(6)は○が多い。教科書では、解放令や水平社の設立などが強調されるので、政府・行政の施策までは覚えていないのかもしれない。政府はともかく、長崎県が部落問題に施策を行った年が水平社創立の大正11年(1922)であることを伝えると、驚くことが

多い。長崎県には被差別部落はない、との認識がその理由ではないかと考えられる。

近代編

- (4) 近代社会の被差別部落は、もちろん江戸時代「えた」身分とされた人々も住んでいますが、多くの流出人があったことがわかっています。貧しい人びとが多く被差別部落に流入しているのです。
- (5) 確かに、「解放令」によって、職業選択の自由は確保されたのですが、多くの企業等が被差別部落の人々を雇用するわけではありませんでした。就職差別は、戦後も続いたわけですから、この時代は大変な状況にあったのです。むしろ差別はこの時代から始まったのかもしれない。
- (6) 政府がこの問題に取り組んだのは、明治40年代です。この時代、部落の中でも、部落改善が叫ばれる運動が起こっています。つまり、「解放令」で差別が解消されるはずだったのですが、実際はそうはならず、被差別部落は貧困が加速し、あたかも貧民窟のような状態に陥ったのです。したがって、政府や地方行政にとって被差別部落の改善は急務な課題となったのです。これらの取り組みを戦前は、融和運動といいました。また、長崎県は、大正11年(1922)地域の改善事業に取り組んでいます。

つぎに「現代編」であるが、ここでも、「○」を予測して問題を作っている。(7)も、意外と○が多い。ここでは、最近の結婚をめぐる実態調査をもとに、70歳以上は、80%が

現代編

- (7) 現代でも、結婚差別のため部落の人々は部落の人と結婚することが多い。
- (8) 部落の高校進学率は全国の高校進学率に比べると、10%以上の開きがある。
- (9) 高価な書籍などを売れつづける「えせ」同和行為を受けた会社等のほとんどが、要求を受け入れざるをえない。
- (10) 現在使用されている教科書では、江戸時代の身分制度を士農工商と表現している。
- (11) 長崎県民の8割は同和問題を知らないと答えている。
- (12) 同和問題を知っている人のうち、8割は差別意識がないと答えている。
- (13) 差別意識があると考えている人のうち、8割は解決できると思っている。

同和地区内での結婚が多く、30歳以下では80%以上が地区外との結婚であることを伝えている。(8)の高校進学率では、1963年当時全国のそれは66.8%であるのに対し、長崎県は50%であり、同和地区は30%であったことを伝える。しかし現在では、その差は2%まで接近しており、この2%が現代の部落問題であることを説明する。

1. いまなぜ人権研修なのか？

(9)の「えせ」同和行為は、少なくなってきたようであるが、執拗な売り込みと恫喝に屈して、書籍等を購入している例があるものの、法務局の調査では、応諾率が減収している。(11)はさすがにバツが多いが、(12)は○を多く選択する。また、(13)も意外と○が多い。

現代編

- (7) 2005年鳥取県や福岡県では、同和地区の生活実態調査を行いました。結婚の形態も調べられ、30歳以下の結婚は80%以上が、同和地区外との結婚となっています。
- (8) 1996年の統計が残っていますが、全国(96%)に対して同和地区は94%でした。したがって、現在は2%の差です。ところが、1963年つまり同対策(※)以前では、全国(66.8%)に対し、同和地区は30%でした。
- (9) 法務省人権擁護局(平成21年3月)の調査によると、「同和」を名乗る者又は団体から違法、不当な要求を受けた事業所は、482事業所で要求件数は、849件。被害率16.1%。応じた事業者は、59事業所で応諾率は12.3%。
- (10) 平成24年度から使用される小・中学校の教科書からは、「士農工商」という身分制の表記は完全に消えました。現在は「武士と百姓・町人」という身分制です。
- (11) 平成22年調査によりますと、長崎県民の78.4%が同和問題を認知しています。
- (12) 同上の調査で、「どちらかといえばない」「もうない」を合わせると、30.5%となっており、「ある」(24.2%)「どちらかといえばある」(26.0%)です。
- (13) 「解決への展望を」聞いていますが、「なくすことができる」(32.6%)に比べて、「難しい」は47.2%となっています。
- ※「同対策」同和対策審議会答申、1965年政府に対して答申された。(「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に関する答申)

以上、部落問題の知識を問うワークであるがこれも、グループ分けして話し合いをしてもらっている。意見交換することは、気付きや発見につながり、説明する力、聞く力等が問われる。部落問題を会話することはそう多くはない。このような機会を活用して、間違った認識を改めることができる。これは、講義形式ではなかなか到達できない、ワークショップの利点といえる。

このプログラムは、テーマを「あいまいな知識と作られたイメージ」としている。そして、現時点では、まさにあいまいな知識であり作られたイメージをもっており、それが部落問題の知識なのである。

5. おわりに

これらのワークの後時間があれば、長崎の部落問題や、現代の人権状況等をいれる。数分間のビデオがあれば、上映することも考えられる。

『差別と日本人』を読んで

私はこの本を読んで、野中広務さんが被差別部落の出身だということにとても驚いた。そして、被差別部落の出身だと知って私がまず思ったことは、「被差別部落の出身の方でも政治家になれるのだな。」ということであった。自分の中で政治家というものはとても頭がよくてお金持ちの人しかねないというイメージがあった。一方、被差別部落の方にはこれと全く逆のイメージを持っており、学校にも行っていないのではないかと思ってしまっていた。(教育学部3年)²¹

左記に掲げた文章は、ある大学で開講されている人権教育の授業で書かれた読書感想文の一部である。極端かもしれないが現代の若者の部落問題認識はこの学生の意識レベルに止まっている場合が多いのではないだろうか。まさに作られた「イメージ」なのである。また、それは多く、学校の授業で仕入れる場合が多いのではない

かと思われる。ちなみに、「人権に関する県民意識調査」によると、部落問題の認知で「学校の授業」を選択した人は、男性で20歳代(45.3%)、30歳代(51.1%)であり、女性も20歳代(50.0%)、30歳代(56.9%)であり、学校の授業が果たす役割はますます重要となっている。

最後は「ふりかえりシート」である。これは『やってみよう！人権・部落問題プログラム』からいただいたシートである。

わたしがあらためて学んだのは、

わたしがおどろいたのは、

わたしにとって必要だとわかったのは、

わたしがこれから実行しようと思ったのは、

その他、気づいたこと、感じたこと、学んだことで書いておきたいことは、

(了)

講義用資料

今なぜ人権研修なのか？

企業人権研修
プログラム

1

「企業等勤め人」の人権意識モデル (平成22年「県民意識調査」から)

- ① 人権についての関心は全体に比べて5ポイント程度低く、個別人権課題では、高齢者がもっとも低く、女性問題と拉致問題がやや低い。人権侵害は変わらないと感じ、人権侵害を受けた経験は少なく、受けた内容は職場での暴力が多く、プライバシーが少ない。その対応は、両親・子どもと友人等に相談が多く、がまんも多い。しかし経験のない人を含めた人権侵害を受けた場合の対応は、友人等が一番多く、両親・子ども、弁護士等が続き、がまんは少なかった。また、他人の人権を侵害したことがあると思っている人は少ない。

人権に関する法律の認知度は、男女雇用機会均等法を始め、平均よりも若干高い。

2

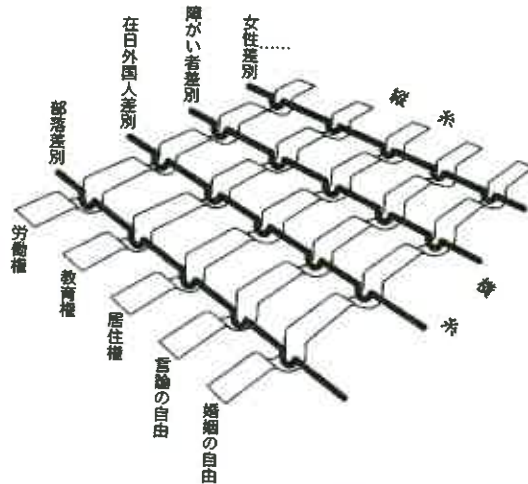
- ②個別人権課題の女性では、職場の差別待遇・セクハラを問題視し、子どもでは、インターネットの書き込みが若干多く、成績も少し高い。高齢者では、就業機会・悪徳商法が少し高く、障害のある人では、就職等・住宅を問題とする。外国人でも、就職が関心事である。HIV感染者等は逆に就職が低く、治療拒否・差別的言動が多い。ハンセン病では、他種と差はなく、犯罪被害者は取材活動に目が向き、インターネットでは、人権侵害の情報、プライベートな情報の公開を問題としている。医療で救急患者の受入拒否を問題視している。

3

- ③同和問題を、学校の授業で、小学校、高校時代に知り、知らないが少し多い。差別意識の有無は他と変わりなく、「なくすことはできる」が若干多い。問題点として、結婚・就職差別言動が挙げられ、隣近所との交際では「避ける」「やめる」もある。結婚では、「意思を尊重し」が多く、子どもにまかせるが少ない。また、認めないも少しある。解決のために必要なことでは、広報活動が少し高い。

4

差別とは？人権問題とは？



労働権(27条)
教育権(26条)
居住・職業選択(22条)
言論の自由(21条)
婚姻の自由(24条)

生存権(25条)
幸福追求権(13条)

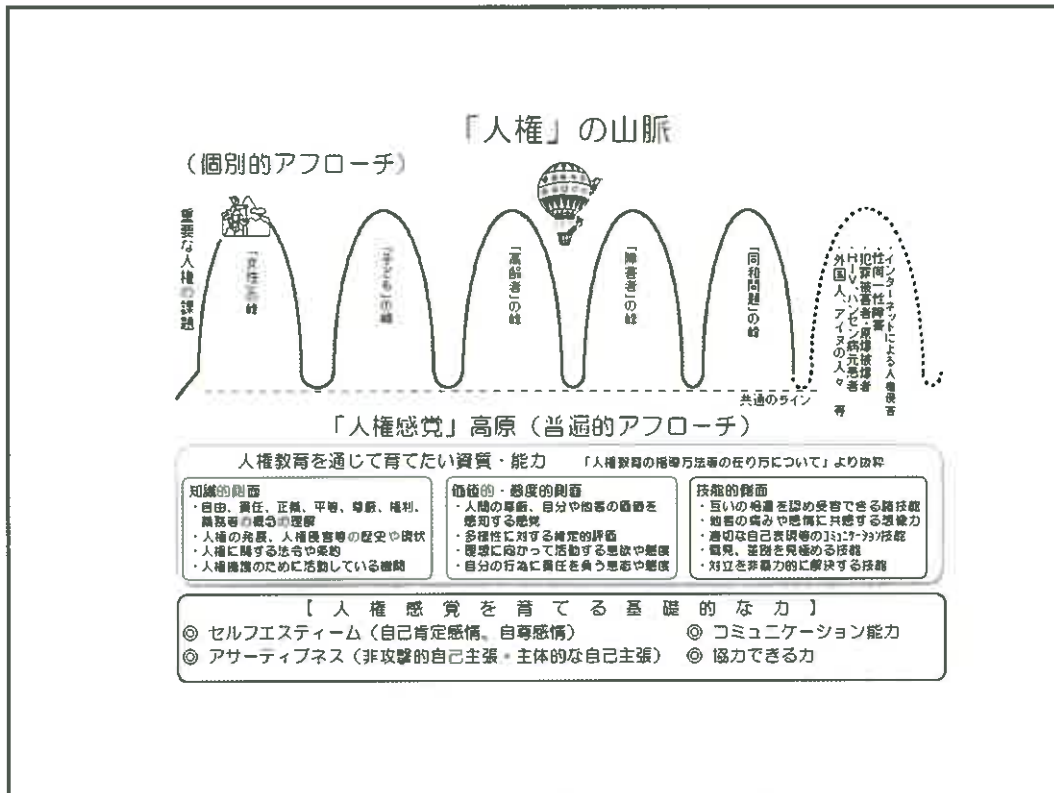
奥田均・村井茂『同和行政がきちんとわかる』(解放出版社、2009)

5

考えてみよう！ 今なぜ人権研修なのか？

- ・ 職業人としての理由
- ・ 個人としての自分にとっての理由

6



部落問題 ウソ?ホント?

江戸時代編

- (1) 被差別部落は江戸時代に民衆を支配するため、他より低い身分が政治的につくられたことにはじまり、百姓・町人の不満をそらすのに役立った。
- (2) 江戸時代から被差別部落は、そのほとんどが貧しい生活を強いられ、農業や商業を営むことができなかった。
- (3) 江戸時代被差別部落は、きびしい差別と貧しさのため人口が減少し、居住地も変わることはなかった。

近代編

- (4) 被差別部落には、江戸時代「えた」身分とされた人々の子孫が住んでいる。
- (5) 「解放令」によって、部落の人々は自由に職業を選ぶことができた。
- (6) 政府が部落差別をなくすために施策を行ったのは、戦後になってからである。

9

現代編

- (7) 現代でも、結婚差別のため部落の人々は部落の人と結婚することが多い。
- (8) 部落の高校進学率は全国の高校進学率に比べると、10%以上の開きがある。
- (9) 高価な書籍などを売につける「えせ」同和行為を受けた会社等のほとんどが、要求を受け入れざるをえない。
- (10) 現在使用されている教科書では、江戸時代の身分制度を士農工商と表現している。
- (11) 長崎県民の8割は同和問題を知らないと答えている。
- (12) 同和問題を知っている人のうち、8割は差別意識がないと答えている。
- (13) 差別意識があると考えている人のうち、8割は解決できると思っている。

10

長崎の被差別部落

- ・ 1973年、差別古地図事件を契機に、部落解放同盟が結成される。
同年、結婚差別事件が表面化。
- ・ 1975年「部落地名総鑑」差別事件一県内企業の購入（購入企業、223社）。8種類。部落の地名、所在地、戸数、主な職業が記載。）
- ・ 長崎県で、行政や教育、宗教、企業等で「同和」問題への取り組みが始まる。
- ・ 1992年、教育界における差別事件（恐喝でっち上げ事件）。
- ・ 1998年、県内建設業界における差別調査事件（福岡県）。

11

おわりに

- ① 企業人の人権意識
- ② 差別とは？人権問題とは？
- ③ 考えてみよう！なぜ人権研修か？
- ④ 部落問題 ウソ？ホント？
- ⑤ 長崎の被差別部落
- ⑥ ふりかえりシート

12